

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 24 日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部
安全政策課長

航空機の離陸順序（No. 1、No. 2 等）を示す情報提供の停止解除に伴う
留意事項について

本年 1 月 2 日に東京国際空港で発生した航空機衝突事故を受け、当面の措置として、航空機の離陸順序を示す情報（No. 1、No. 2 等）の提供を停止されていたところです。一方で、その後に開催された管制官とパイロットの交信に関する緊急会議等において、パイロット側からは、離陸順序に関する情報提供は他機の状況等を把握するために有益であるとして再開を望む声が多く、また、海外においても同様の情報提供が一般的に行われており、適切な場面や時機に離陸順序を伝達されることで、管制指示の誤認等のリスク低減にもつながると考えられるとして、6 月 24 日の羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会による中間とりまとめにおいて「情報提供する際の留意事項を管制官やパイロットに周知徹底した上で、情報提供の停止を解除することを検討すべき」とであるとされたところです。

これを受け、国土交通省航空局においては、管制機関に対し、滑走路進入に係る管制用語を再度周知するとともに、「離陸順序の情報提供等を行う際の留意事項」（別紙）を周知徹底した上で、8 月 8 日より航空機の離陸順序を示す情報提供の停止を解除することとなりました。

同事故等を受けて、1 月 3 日付、1 月 8 日付及び 5 月 23 日付の事務連絡により安全運航のための基本動作及び手順等の徹底をお願いしてきていたところですが、今般の航空機の離陸順序を示す情報提供の停止の解除を踏まえ、これらの事務連絡の内容と重複するところがありますが、特に下記の点について改めて操縦士に対して周知徹底し、安全運航の確保に万全を期すよう貴会傘下会員に周知願います。

記

1. 管制官からは、航空機の離陸順序を示す情報（No. 1、No. 2 等）が提供されること
があるが、その場合であっても、滑走路進入には、管制業務処理規程に基づき、次
の 4 つの許可又は指示のいずれかが必要なこと。
 - （1） ” Cleared for take-off”（離陸許可）
 - （2） ” Cross runway”（滑走路横断指示）
 - （3） ” Line up and wait”（滑走路路上における待機指示）
 - （4） ” Taxi via runway／Backtrack runway”（滑走路路上の地上走行指示）
2. 基本動作の徹底及び AIP ENR 1.5 の「1.9 復唱要領」に従った管制承認、管制指
示又は管制許可を受けた場合における確実な復唱を含む安全運航のための手順等
を改めて徹底すること。
3. 管制官からの許可や指示について、的確に把握するよう努めた上で、その内容に
疑問がある場合には、管制官に対して確認を行うこと。
4. 滑走路進入時及び着陸進入時において、特に注意して外部監視を行うこと。

以上

離陸順序の情報提供等を行う際の留意事項

1. 離陸順序の情報提供に関する留意事項

離陸順序の情報提供は、離陸準備等において有益である一方、パイロットは管制官と他機の交信を聴取することで交通状況を一定程度把握することが可能であることから、情報提供の場面や状況によっては、パイロットは遅滞のない地上走行などを求められていると解釈し、心理的負担を生じる可能性もある。

このため、その必要性や有効性のほか、パイロットに与える心理的影響についても留意した上で、離陸順序の情報提供に関して判断すること。

2. 管制交信全般に関する留意事項

(1) 管制交信の場面・状況

離着陸時や急な悪天時、滑走路変更時など、パイロットが機器操作や確認作業など複数のタスクを行っている場面では、指示・許可や情報提供の内容が正しく認識されない可能性がある。また、運航遅延時など、パイロットが時間的制約に追われている状況では、自身が予測・期待した指示・許可や情報提供の内容が意識に残ることで、誤認や失念を生じ易い。さらに、仮に同じ場面や状況であっても、その空港に不慣れなパイロットの場合、知識や経験の不足により、指示・許可や情報提供の内容が正しく認識されないおそれがある。

このため、特にこうした場面や状況においては、簡潔明瞭な交信を心がけるとともに、確実なヒアバック（指示・許可に関する復唱の確認）を行うこと。

(2) 管制交信の方法

指示・許可と情報提供の両方を含む長い交信は、指示・許可に対するパイロットの意識を薄れさせ、誤認や失念を生じる可能性があるため、複数回に分けて交信するなど簡潔明瞭な交信を心がけること。特に、滑走路進入に関する許可や待機の指示は、パイロットに確実に伝える必要があるため、情報提供を付加することは極力避けること。

また、類似した便名の航空機が同一の周波数に存在する状況では、便名の聞き間違いが発生しないよう、便名の異なる部分を特に強調するなどを心がけること。

